



経済安保法の特許非公開制度で助言 出願前に専門的判断仰ぐ必要性指摘

技術の海外流出を懸念
知財戦略に新たな視点

我が国では、特許出願された発明は原則として一定期間後に公開されるのが特許法の決まりだが、海外に流出すれば安全保障上国益を損なう発明は非公開という新たな制度が生まれる。政府が今国会に提出した経済安全保障推進法案の特許非公開制度。ハイテク産業の発明も扱う「オリブ国際特許事務所」の所長で弁理士の藤田考晴さんは、制度の趣旨を理解し、非公開の対象になる技術か否か判断としない場合は、国の審査前の第一関門として弁理士に相談するよう促す。

「戦前には秘密特許制度があり、今も車のモデルチェンジなど秘密意匠として公開されないものもあります。特許の非公開制度は現行の特許法下では初めてです。軍事転用されやすい民生用の技術などの機微技術や先端技術の国外流出を防ぐのが目的で、G20諸国の中でこの制度がないのは日本など三カ国だけでした。この制度には三つの側面があり、他国で同一内容の特許が先に成立してしまう可能性とイノベーションの意欲に影響するのではないかと懸念、安全保障上の観点から特許出願を諦めていた発明者に特許法上の

権利を得る途を開く効果です。当事務所ではこの三面を念頭に、知財戦略としての技術開発努力をサポートしていきたいと思っています」

特許非公開制度では、出願した発明について特許庁が二次審査を行い、政府内に設ける新設組織による二次審査で機微性を見極め、安全保障上重要と判断した場合は非公開にするという手順になるとみられる。非公開対象とされた技術は海外での特許出願も制限される。非公開になると開発者は特許収入を得られなくなるため、国が一定の基準で補償する枠組みも設けるといふ。

「非公開の対象は当面、通信の秘匿性を高める量子暗号など先端技術や原子力など軍事転用の可能性が高い技術、核兵器の開発につながる技術などに限定されるとみられています。ハイテク分野の国際競争は激しさを増しており、状況次第では対象が広がっていくことも想定されます。小さな精密部品でも軍事転用されることもありえますので、発明技術については特許出願前に専門的視点から検討してもらう必要があるでしょう。開発技術の特許出願せず、営業秘密として管理することで競争力を維持する知財戦略とは異次元の対応が求められる時代が来たのです」

(ライター) 斎藤 結

オリブ国際特許事務所

オリブこくさいとっきょむしよ

☎ 045-640-3253

✉ olive@olive-pat.com

📍 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F

http://www.olive-pat.com/



所長・弁理士
藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院理工学研究所で研究に従事後、大手特許事務所に入所。1998年、弁理士資格取得。約8年の実務経験を経て、2003年「オリブ国際特許事務所」設立。